

京都市告示第534号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年1月12日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点 点	重要な 経過地
1	山科東野経9号線	山科区東野片下り町9番地の2地先 同上		
2	山科大塚経35号線	山科区大塚中溝50番地の1地先 同上		
3	山科大宅経10号線	山科区大宅山田23番地地先 同町25番地地先		
4	羽東師33号線	伏見区羽東師菱川町533番地の1地先 同町62番地の2地先		

(建設局土木管理部道路明示課)